

報酬を支給する者の届出書

公職選挙法第 197 条の 2 第 2 項の規定により報酬を支給する者を
次のとおり届け出ます。

令和 6 年 ● 月 ●● 日

告示日以降、使用する前
に届出が必要です。

大阪府議会議員河内長野市選挙区補欠選挙

候補者氏名

甲山 乙夫

大阪府選挙管理委員会委員長 様

候補者の氏名は、本名（戸籍
名）を記載してください。

「事務員」「車上運動員」「手話
通訳者」「要約筆記者」の別を
記載してください。

- ・使用期間：告示日から選挙期日前日の範囲内
である必要があります。
- ・使用人数：1日12人（期間を通じて60人）
以内となります。

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
〇〇 ××	〇市△町×-□-☆	35	男	事務員	●月 ●日~●月 ●日	
△△ ▲▲	〇市△町×-□-☆☆	60	女	事務員	●月 ●日~●月 ●日	
〇田 ×子	〇市△町×-☆-☆	21	女	車上運動員	●月 ●日~●月 ●日	
〇川 ×枝	〇市△町×-□-×	32	女	車上運動員	●月 ●日~●月 ●日	
△本 ○子	〇市△町×-×-×	17	女	車上運動員	●月 ●日~●月 ●日	
△川 ×子	〇市△町☆-×-☆	49	女	車上運動員	●月 ●日~●月 ●日	
△木 ○〇	〇市△町×-☆-×	39	男	運転員	●月 ●日~●月 ●日	
△木 ○香	〇市△町△-△-△	45	女	手話通訳者	●月 ●日~●月 ●日	
△山 ▲美	〇市△町×-×-☆	29	女	要約筆記者	●月 ●日~●月 ●日	

18歳未満の者は選挙運動員としては使用
できません。
※労務者としては使用
できます。

運転員は、「報酬を支給する者」の対象ではありません。
※運転員が労務者の場合は、報酬を支給することができます
が、この届出には記載できません。